

令和 7 年度 組織改正について

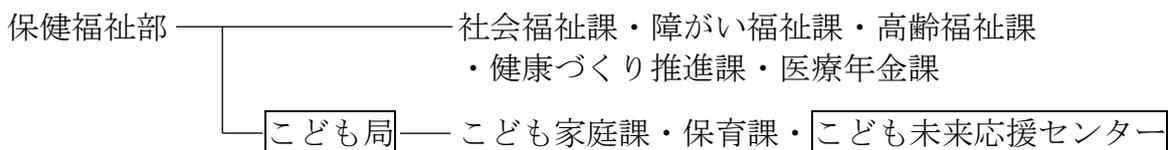
こども局及びこども未来応援センターの設置

- 子育て政策に最優先で取り組むため、保健福祉部内に、「こども局」を設置し、次長級のこども局長を配置する。
- こども局内には、こども家庭課及び保育課を配置するとともに、新たに、こども家庭課及び健康づくり推進課から業務を移管し、妊産婦、子育て世帯、こどもに係る相談業務や母子保健業務に一元的に対応する「こども未来応援センター」を設置する。

※1 こども未来応援センターは、児童福祉法第 10 条の 2 第 2 項及び母子保健法第 22 条で定める「こども家庭センター」の業務を担う。

※2 こども未来応援センターの名称には、行政組織規則上の組織名称「こども未来応援センター」に加え、愛称として「すまいる」も使用する予定（「こども未来応援センター すまいる」などと呼称）

改正後の保健福祉部組織



□が新規設置組織

お問い合わせ
総務部人事課
担当：石野（内線 1040）